

手続きチェックシート お亡くなりになったときの手続き

R8.5

※ 死亡届提出後、以下の項目で該当するものについて、各窓口で手続きをお願いします。

(手続きに必要な書類等は、各窓口にお問合せください。)

※ このシートで例示した以外の手続きが必要な場合があります。

項目	チェック欄	手続き	窓口番号	担当課
世帯主変更		亡くなられた方が世帯主で、世帯員が3人以上であった方	1階 5、6番	市民総合窓口室 (戸籍住民担当)
印鑑登録		印鑑を登録されていた方 印鑑登録証を返却いただくか、はさみなどで切って処分してください。		
マイナンバーカード 又は通知カード		不要になり次第処分してください。 ※手続きによってマイナンバーが必要となる場合がありますので、各手続き先窓口（銀行・保険会社等、民間企業含む）で御確認ください。	マイナンバーカード センター (075－746－6855)	
公的個人認証 (電子証明書)		自動的に失効します。手続きは不要です。		
国民健康保険		加入されていた方 (後期高齢者医療の加入者であっても、国民健康保険の世帯主の方が亡くなられた場合はお手続きが必要です。) ※葬祭費の手続きもしてください。	1階 3番	市民総合窓口室 (保険年金担当)
後期高齢者医療		加入されていた方 ※葬祭費の手続きもしてください。	1階 2番	
国民年金		加入されていた方 老齢福祉年金、障害基礎年金、遺族基礎年金、寡婦年金を受給されていた方（年金事務所で手続きが必要な場合があります。）	1階 2番	
重度障害老人 健康管理費		重度心身障害老人健康管理費支給事業対象者証をお持ちの方		
敬老乗車証		敬老乗車証をお持ちの方	1階 16番	健康長寿推進課 (高齢介護保険担当)
老人医療		医療費受給者証をお持ちの方		
介護保険		65歳以上の方 40歳以上65歳未満の方で介護保険被保険者証をお持ちの方		
児童手当		児童手当を受給されていた方 ※児童手当、子ども医療の受付は京都市子ども家庭支援課分室（京都市役所北庁舎）にて行っていますが、区役所・支所においても申請書等を提出していただけます。 ※マイナンバーカードをお持ちの方は、マイナポータルからオンライン申請も可能です。	西庁舎 1階 19番	子どもはぐくみ室 (子育て推進担当)
子ども医療		医療費受給者証をお持ちの方		
ひとり親家庭等医療		医療費受給者証をお持ちの方		
児童扶養手当		児童扶養手当を受給されていた方		
特別障害者手当・ 障害児福祉手当・ 特別児童扶養手当		特別障害者手当・障害児福祉手当・特別児童扶養手当を受けていた方	西庁舎 1階 17番	障害保健福祉課 (障害難病支援担当)
身体障害者手帳・ 療育手帳・ 精神障害者福祉手帳		身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者福祉手帳をお持ちの方		
特定疾患医療費 公費負担		特定疾患医療受給者票をお持ちの方		

◆京都市内の農地を相続された方は、別途農業委員会事務局(TEL222-4050、FAX212-9084)において手続きが必要です。

◆土地や建物の「相続による所有権移転登記」は不動産の所在地を管轄する法務局に申請が必要です。

この印刷物は、不要になりましたら「雑がみ」としてリサイクルできます。

